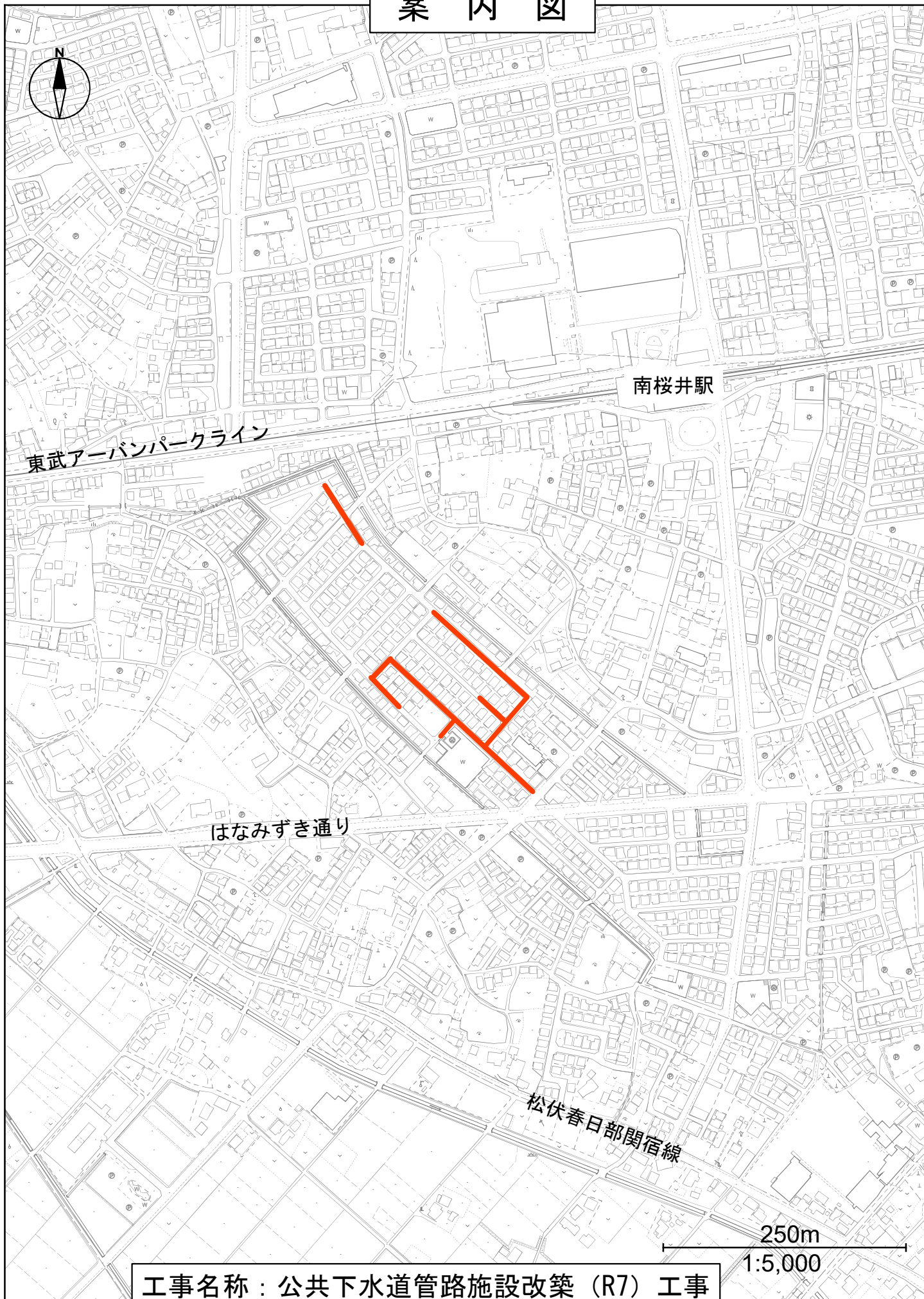


令和7年度								工 事 仕 様 書							
工 事 名		公共下水道管路施設改築(R7)工事													
工 事 場 所		春日部市米島地内													
路 河 川 名 称															
事 業 名															
工 事 大 要		自立マンホール更生工 円形φ900 N=18箇所													

案内図



工事名称：公共下水道管路施設改築（R7）工事
工事箇所：春日部市米島地内

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1. 04	機械経費(賃料)補正	1. 02		
単価適用年月	(R0705) 令和07年05月						
工 期	当 初	自		至			
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和07年05月						
主たる工種	下水道工事 (4)						
施 工 地 域	市街地 (D I D補正) (1) -3						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	閉所型 月単位						

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
下水道施設整備						式			
				1					
_ 管路						式			
				1					
_ _ マンホール更生工						式			
				1					
_ _ _ 事前調査工						式			
				1					
_ _ _ _ 事前調査						m2			第1号一位代価表
				68					
_ _ _ 人孔内洗浄工						式			
				1					
_ _ _ _ 人孔内洗浄						m2			第2号一位代価表
				68					
_ _ _ 自立マンホール更生工						式			
				1					
_ _ _ _ 更生材料						式			第3号一位代価表
				1					
_ _ _ _ ジックボード設置工						m2			第4号一位代価表
				68					
_ _ _ _ グラウト充填工						m			第5号一位代価表
				26					

本 工 事 費 内 訳 書								
工 事 区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
――― 端部処理工					m2			第6号一位代価表
				68				
―― 足掛金物交換工					式			
				1				
――― 足掛金物撤去					本			第7号一位代価表
				62				
――― 足掛金物設置					本			第8号一位代価表
				56				
――― ラダーステップ設置					m			第9号一位代価表
				3				
―― 接続管口処理工					式			
				1				
――― 接続管口処理					箇所			第10号一位代価表
				38				
―― 人孔内仕上げ工					式			
				1				
――― 人孔内仕上げ					m2			第11号一位代価表
				68				
― 【交通誘導警備員】					式			
				1				
―― 【交通誘導警備員】					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書								
工 事 区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ _ 【交通誘導警備員】					式			
				1				
_ _ _ _ 交通誘導警備員B					人日			第12号一位代価表
_ 直接工事費					式			
				1				
_ _ 共通仮設費計					式			
				1				
_ _ _ 共通仮設費（率分）					式			
				1				
_ 純工事費					式			
				1				
_ _ 現場管理費					式			
				1				
_ 工事原価					式			
				1				
_ _ 一般管理費等					式			
				1				
工事価格					式			
				1				
_ 消費税相当額					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書													
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単	位	単	価	金	額	摘	要
工事費合計						式							
				1									

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
◆経費計算情報		
経費適用年月	令和07年05月	
主たる工種	下水道工事（４）	
施工地域	市街地（D I D補正）（1）-3	
現場環境改善費計上区分	積上げ計上	
除雪工事補正	補正なし	
前払金支出割合	35%を超え40%以下	
契約保証の方法	金銭的保証	
間接工事費率補正（任意乗算補正）		
共通仮設費率補正	1.03	
現場管理費率補正	1.05	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m2			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m2			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1号人孔 (No. 4619)		式			第1号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4620)		式			第2号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4622)		式			第3号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4779)		式			第4号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4780)		式			第5号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4781)		式			第6号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 3949)		式			第7号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4732)		式			第8号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4772)		式			第9号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4777)		式			第10号特殊施工
	1				

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1号人孔 (No. 4767)		式			第11号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4769)		式			第12号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4782)		式			第13号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4783)		式			第14号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 3947)		式			第15号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4731)		式			第16号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4735)		式			第17号特殊施工
	1				
1号人孔 (No. 4770)		式			第18号特殊施工
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m2			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
型枠支保材損料		日			
注入ポンプ（100V ） 損料		日			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			

第5号一位代価表

グラウト充填工

3.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m			
	(1		当り		
					)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m2			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		本			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
マンホール用足掛け金物 SS表面樹脂加工 φ22×400×300(現場打用)	20	本			
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)	1	式			

合 計		本			
	(1		当り		
					)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ラダーステップ		m			
PP製400W	10				
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型]		供用日			
2t積					
送風機損料		日			
Φ300 5mダクト付					
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				

合 計		m			
	(1		当り		
					)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役		人			
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		箇所			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
発動発電機運転		日			第1号施工表
トラック[普通型] 2t積		供用日			
送風機損料 Φ300 5mダクト付		日			
ガス探知機損料		日			
諸雑費(率)		式			
	1				
合 計		m2			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計		人日			
	(1		当り		
					)

(SG008414)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガソリン レギュラー		L			
発動発電機[ガソリンエンジン駆動] 3kVA		日			
合 計	1	日	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5kg/缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		12			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		12			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		12			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		14			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		13			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		13			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		15			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		14			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		15			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		16			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		16			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		6			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		10			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		20			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		13			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		6			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		13			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルション(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		4			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		4			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		9			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		4			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		18			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		5			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		8			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		17			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸水防止剤 アクリル樹脂エマルジョン(5 k g /缶)	缶				
		1			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP、立体クロス(900×1800mm×3t)	枚				
		6			
防食被覆材 ビニルエステル樹脂FRP(80×2040mm)	本				
		10			
防食被覆材 特殊セメント系(25kg/袋)	袋				
		22			
シリコンコーク シリコーン樹脂(330ml×10本/箱)	箱				
		1			
補強材料 カーボン繊維(1250×2000)	枚				
		5			
副資材等 型枠、コンクリートビス等	式				
		1			
合 計	1	式	当り		

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	発動発電機運転	日		SG008414

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

公共下水道管路施設改築(R7)工事

春日部市米島地内

数量計算書

数量総括表

[illegible]

マンホール更生工

[illegible]

マンホール更生工数量計算表

番号	人孔 番号	人孔 種別	事前 調査工 (㎡)	人孔内 洗浄工 (㎡)	足掛金物 撤去工 (本)	足掛金物 設置工 (本)	ラダーステッ プ 設置工 (m)	防食被覆工			接続管口 処理工 (箇所)	人孔内 仕上げ工 (㎡)	備 考
								ジックホー ト 設置工 (㎡)	グラウト 充填工 (m)	端部 処理工 (㎡)			
マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）より													
No.1	No.4619	1号	2.99	2.99	3.00	3.00		2.99	1.17	2.99	2	2.99	
No.2	No.4620	1号	3.16	3.16	3.00	3.00		3.16	1.24	3.16	2	3.16	
No.3	No.4622	1号	3.24	3.24	3.00	3.00		3.24	1.25	3.24	2	3.24	
No.4	No.4779	1号	3.38	3.38	3.00	3.00		3.38	1.32	3.38	2	3.38	
No.5	No.4780	1号	3.38	3.38	3.00	3.00		3.38	1.32	3.38	2	3.38	
No.6	No.4781	1号	3.24	3.24	3.00	3.00		3.24	1.27	3.24	2	3.24	
No.7	No.3949	1号	3.86	3.86	3.00	4.00		3.86	1.50	3.86	3	3.86	
No.8	No.4732	1号	4.17	4.17	4.00	4.00		4.17	1.60	4.17	2	4.17	
No.9	No.4772	1号	3.86	3.86	3.00	4.00		3.86	1.49	3.86	2	3.86	
No.10	No.4777	1号	4.15	4.15	4.00	4.00		4.15	1.60	4.15	3	4.15	
No.11	No.4767	1号	4.03	4.03	4.00	4.00		4.03	1.55	4.03	2	4.03	
No.12	No.4769	1号	5.16	5.16	5.00	2.00	1.00	5.16	1.95	5.16	2	5.16	
No.13	No.4782	1号	3.33	3.33	3.00	3.00		3.33	1.30	3.33	2	3.33	
No.14	No.4783	1号	3.33	3.33	3.00	3.00		3.33	1.30	3.33	2	3.33	
No.15	No.3947	1号	2.36	2.36	2.00	2.00		2.36	0.95	2.36	1	2.36	
No.16	No.4731	1号	4.60	4.60	4.00	2.00	1.00	4.60	1.75	4.60	2	4.60	
No.17	No.4735	1号	4.18	4.18	4.00	4.00		4.18	1.67	4.18	3	4.18	
No.18	No.4770	1号	5.62	5.62	5.00	2.00	1.30	5.62	2.11	5.62	2	5.62	
合計			68.04	68.04	62.00	56.00	3.30	68.04	26.34	68.04	38	68.04	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4619	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 2.99 m^2	
	事前調査工 2.99 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 2.99 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 2.99 m^2	
	グラウト充填工 1.17 m	
	端部処理工 2.99 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [*] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	2.99 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4620	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.16 m^2	
	事前調査工 3.16 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.16 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.16 m^2	
	グラウト充填工 1.24 m	
	端部処理工 3.16 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.16 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4622	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.24 m ²	
	事前調査工 3.24 m ²	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.24 m ²	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.24 m ²	
	グラウト充填工 1.25 m	
	端部処理工 3.24 m ²	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.24 m ²	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4779	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.38 m2	
	事前調査工 3.38 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.38 m2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.38 m2	
	グラウト充填工 1.32 m	
	端部処理工 3.38 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.38 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4780	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.38 m2	
	事前調査工 3.38 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.38 m2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.38 m2	
	グラウト充填工 1.32 m	
	端部処理工 3.38 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.38 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4781	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.24 m^2	
	事前調査工 3.24 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.24 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.24 m^2	
	グラウト充填工 1.27 m	
	端部処理工 3.24 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.24 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 3949	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.86 m^2	
	事前調査工 3.86 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.86 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.86 m^2	
	グラウト充填工 1.50 m	
	端部処理工 3.86 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 3 箇所	
人孔内仕上げ工	3.86 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4732	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 4.17 m^2	
	事前調査工 4.17 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 4.17 m^2	
足掛金物工	切断工 4 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 4.17 m^2	
	グラウト充填工 1.60 m	
	端部処理工 4.17 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	4.17 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4772	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.86 m^2	
	事前調査工 3.86 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.86 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.86 m^2	
	グラウト充填工 1.49 m	
	端部処理工 3.86 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.86 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4777	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 4.15 m2	
	事前調査工 4.15 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 4.15 m2	
足掛金物工	切断工 4 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 4.15 m2	
	グラウト充填工 1.60 m	
	端部処理工 4.15 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 3 箇所	
人孔内仕上げ工	4.15 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4767	更生工 N= 1	
(内 訳)	面積 4.03 m2	
	事前調査工 4.03 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 4.03 m2	
足掛金物工	切断工 4 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 4.03 m2	
	グラウト充填工 1.55 m	
	端部処理工 4.03 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	4.03 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4769	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 5.16 m^2	
	事前調査工 5.16 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 5.16 m^2	
足掛金物工	切断工 5 本	
	ステップ設置工 2 本	
	ラバーステップ 設置工 1.00 m	
防食被覆工	ジックボード設置工 5.16 m^2	
	グラウト充填工 1.95 m	
	端部処理工 5.16 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	5.16 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4782	更生工 N= 1	
(内 訳)	面積 3.33 m2	
	事前調査工 3.33 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.33 m2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.33 m2	
	グラウト充填工 1.30 m	
	端部処理工 3.33 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.33 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4783	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 3.33 m^2	
	事前調査工 3.33 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 3.33 m^2	
足掛金物工	切断工 3 本	
	ステップ設置工 3 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 3.33 m^2	
	グラウト充填工 1.30 m	
	端部処理工 3.33 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	3.33 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 3947	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 2.36 m^2	
	事前調査工 2.36 m^2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 2.36 m^2	
足掛金物工	切断工 2 本	
	ステップ設置工 2 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 2.36 m^2	
	グラウト充填工 0.95 m	
	端部処理工 2.36 m^2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 1 箇所	
人孔内仕上げ工	2.36 m^2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4731	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 4.60 m2	
	事前調査工 4.60 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 4.60 m2	
足掛金物工	切断工 4 本	
	ステップ設置工 2 本	
	ラバーステップ設置工 1.00 m	
防食被覆工	ジックボード設置工 4.60 m2	
	グラウト充填工 1.75 m	
	端部処理工 4.60 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	4.60 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4735	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 4.18 m2	
	事前調査工 4.18 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 4.18 m2	
足掛金物工	切断工 4 本	
	ステップ設置工 4 本	
防食被覆工	ジックボード設置工 4.18 m2	
	グラウト充填工 1.67 m	
	端部処理工 4.18 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング [※] 処理 3 箇所	
人孔内仕上げ工	4.18 m2	

マンホール更生工（自立マンホール更生・非開削）		
種 別	略 図 及 び 計 算 式	数 量
マンホール更生工	自立マンホール更生 非開削タイプ	1 箇所
No. 4770	更生工 $N = 1$	
(内 訳)	面積 5.62 m2	
	事前調査工 5.62 m2	
人孔内洗浄工	高圧水洗浄工 5.62 m2	
足掛金物工	切断工 5 本	
	ステップ設置工 2 本	
	ラバーステップ設置工 1.30 m	
防食被覆工	ジックボード設置工 5.62 m2	
	グラウト充填工 2.11 m	
	端部処理工 5.62 m2	
接続管口処理工	配管廻りシーリング処理 2 箇所	
人孔内仕上げ工	5.62 m2	

公共下水道工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 公共下水道管路施設改築 (R7) 工事
- ・工事箇所 春日部市米島地内

(建設廃棄物の再資源化等)

第3条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用【促進】実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第4条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(工事完成の納品)

第5条 受注者は、工事完成図書にあたっては、紙媒体での納品と併せて以下の資料については電子データをCD-R等で納品するものとする。

- ・材料承諾書類一式
- ・完成図書
- ・工事写真
- ・その他監督員が必要と認めるもの

(週休2日制モデル工事)

第6条 本工事は、春日部市「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

試行の実施は、春日部市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、春日部市ホームページで確認のこと。

春日部市ホームページ

https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiyaku/seidogaiyo/24053.html

(情報共有システムの活用)

第7条 「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」第3条第1項に基づき、情報共有システムを活用すること。実施にあたっては、「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」に基づくものとするので予め春日部市のホームページを確認すること。

春日部市ホームページ

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/29511.html>

(その他)

第8条 施工場所は車道、歩道と交通量が多いことから、安全対策に十分配慮するとともに、施工区域内に第三者が侵入しないよう処置を施すものとする。

2 その他、施工内容、現地状況等に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に確認を行い、指示を受けること。

自立マンホール更生工法に関する特記仕様書

第1節 一般事項

1.1 適 用

- (1) 本仕様書は、春日部市が管理する下水道管路施設における下水道マンホールの更生工事において、マンホール内を自立マンホール更生工法により更生させる工事に適用するものである。
- (2) 本仕様書に特に定めのない事項については、埼玉県土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事個所
- ③ 路線番号、マンホール番号
- ④ 施工数量（マンホール基数）
- ⑤ 既設マンホール種別
- ⑥ 既設マンホール内径
- ⑦ コンクリートの劣化深さ
- ⑧ 工法分類
- ⑨ 更生後の断面

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手にあたって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ① 道路状況
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境
- ④ 気象・気温
- ⑤ 仮排水
- ⑥ 施工時間規制
- ⑦ 排水条件
- ⑧ 流下水量・水位

2.3 着工前調査・前処理

- (1) 受注者は、下水道マンホールの更生に先立ち既設マンホール内部の状況及び劣化深さ等を調査しなければならない。調査の項目は、形状寸法、劣化深さ、取付管突出し処理、浸入水および漏水処理、ひび割れなどの欠陥部処理、侵入根処理等とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、既設マンホールの着工前調査の結果、前処理工の必要がある場合は、監督員と協議の上、マンホール更生工事に支障のないように適切に処理しなければならない。

第3節 自立マンホール更生工法仕様

3.1 自立マンホール更生工法仕様

受注者は、使用する更生材材料が物性値の要求性能として耐荷性能、耐久性能、耐震性能、水理性能、環境適用性能、維持管理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

要求性能および試験方法については、『下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料』（公益財団法人 日本下水道新技術機構）の「第3章第3節 自立マンホール更生工法の設計」を参照すること。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、下水道マンホール更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工方法（※）
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料数量
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画（※）
- ⑪ 施工管理（※）
- ⑫ 品質管理（※）
- ⑬ 環境管理（※）
- ⑭ 安全・衛生管理

- ⑮ 材料の保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録などの管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項など

※：自立マンホール更生工法は、採用工法により施工方法などが異なっている。施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては、通常の方法が採用できない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

- (1) 主任技術者、管理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
- (2) 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、選定した工法の技能講習等を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）または、施工技術上で必要な公的資格（土木施工管理技士、または日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理主任技士等）を有する者を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。なお、専門技術者の技能講習修了証または、公的資格の証明書の写しを施工計画書に添付しなければならない。
- (4) 受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

4.3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設マンホールの調査・前処理」等の内容を反映し、住民の生活や交通に支障をきたさないように、適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4.4 施工工法

受注者は、マンホール更生工事で採用する工法が、既設マンホールの使用条件に満足することを明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

4.5 その他の留意事項

- (1) 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の設置スペースおよびマンホール、ます（柵）の位置を確認し、使用する主要機材を明記し監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

(1) 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、マンホール毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

- ① 工程
- ② 安全・衛生
- ③ 施工環境

(2) 受注者は、現場状況などにより施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行わなければならない。

5.2 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事履行報告書」等により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱などの定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

(1) 下水道マンホール更生工法における安全管理

- ①有資格者の適正配置
- ②下水道管内作業に適した保護具の着用
- ③施工前の安全対策（情報収集）
- ④施工時の安全対策
- ⑤周辺環境への対策
- ⑥災害防止についての対策

(2) 酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処置

(3) 供用中の施工における排水対策

(4) 安全に関する研修、訓練

5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ① 工事広報
- ② 粉じん（塵）対策
- ③ 騒音・振動対策
- ④ 排水熱対策
- ⑤ 臭気対策
- ⑥ 宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」および「しゅん工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確保するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

6.3 施工時の品質管理

受注者は、次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理・記録し監督員に提出しなければならない。

- ① かん合状態の確認
- ② 充てん材性状確認
- ③ 充てん材注入圧力
- ④ 充てん材注入量管理
- ⑤ 完全充てんの確認

6.4 しゅん工時の品質管理

受注者は、採用した工法について下表に示す項目について検査を行わなければならない。また、その結果を監督員に提出しなければならない。

表 .1 自立マンホール更生工法の検査項目

検 査 項 目	判 定 基 準	検 査 の 方 法
外 観	更生材の剥がれや割れがないこと	目視による

更生材を現場で硬化させる工法においては、施工現場において更生マンホールの一部を抜き取った試験片または更生に用いたものと同じ材料で供試体を作成し、公的な試験機関又はISO/IEC17025 認定試験所において工法の定める圧縮強度、引張強度、曲げ強さ等の試験を行わなければならない。また、受注者は採用した工法について、その結果を監査員に提出しなければならない。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生マンホールの出来形を把握するため、施工完了後にマンホール内径及び高さを図 .1 に示す測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。なお、測定箇所は、直交する径方向とする。

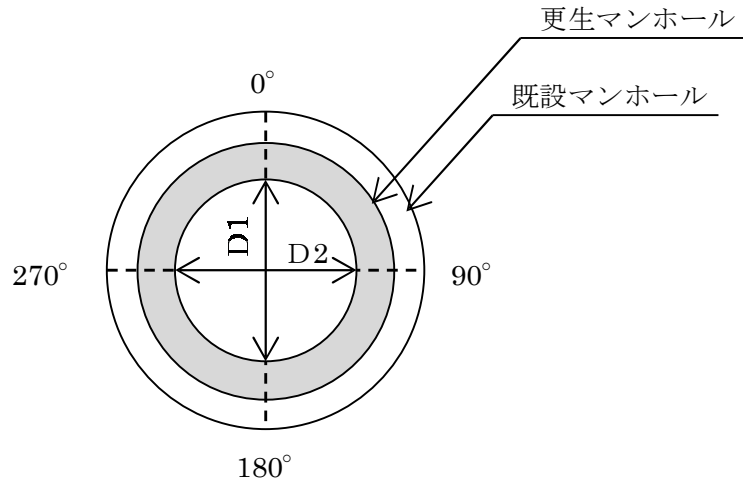


図 .1 仕上がり内径を測定する位置

7.2 内面仕上がり状況の管理

受注者は、更生工完了時において、マンホール内部を洗浄し、目視などにより外観検査等を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。自立マンホール更生工法の外観検査などの判定基準は、表 .1 による。

7.3 工事記録写真などの撮影および提出

受注者は、撮影した工事記録写真を共通仕様書に定める方法にて管理し、記録した電子媒体を監督員に提出しなければならない。

第8節 提出図書

8.1 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 系統図
- ② 着工前調査報告書
- ③ 材料表（納品伝票）
- ④ 施工管理
- ⑤ 品質試験報告書
- ⑥ 工事写真

専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。

(2) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

(3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(4) 監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

(5) 下請次数が 3 を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(6) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(7) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施

工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- 二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。